

回 答 書

件 名	熊本市北区役所電話設備通話録音装置等賃貸借（長期継続契約）		
質問書提出期限	令和7年9月29日	開 札 日	令和7年10月7日

本 市 回 答 欄

Q 1 契約保証金の免除について、保険会社の履行保証保険を使用する場合、保証期間は賃貸借開始日からでしょうか。それとも契約日からの保証でしょうか。

A 1 履行保証保険の保証期間は契約日からとなります。

Q 2 満了後無償譲渡のため、リース期間中の物件の固定資産税はリース会社が負担しないと考えてよろしいでしょうか。

A 2 お見込みのとおりです。

Q 3 既設電話設備はリース物件でしょうか。

A 3 買い上げです。

Q 4 動産総合保険について、地震や騒乱は補償対象外の、リース期間の経過年数に応じ補償額も逡減する通常の動産総合保険（時価）でよろしいでしょうか。

A 4 賃貸借契約物件等が壊れた際にご対応いただければ、保険の内容は問いません。

Q 5 賃貸借料のお支払方法は、当月分を翌月初に請求書発行し月末までにお振込でよろしいでしょうか。

A 5 お見込みのとおりです。なお、当方の支払いは、適法な支払い請求を受けた日から30日以内に行います。